

三次市会計年度任用職員受験案内

<p>職 種 ・ 職 の 概 要</p>	<p>こども発達支援センター指導員</p> <p>子育て支援施策として、心身の発達に心配のある乳幼児とその保護者を対象に子どもの健やかな発育や子育ての不安軽減を支援する目的、保育教育施設での子どもへの支援をさらに充実する目的で設置する職であり、利用者支援・相談業務を通して保護者への支援、通所教室などの運営、保育施設での協働事業、また地域子育て支援機能の充実を図り子どもの健全育成を促進する目的で併設の地域子育て支援センターの運営を担います。</p>
<p>募 集 人 数</p>	<p>フルタイム：5人程度</p>
<p>申 込 受 付 期 間</p>	<p>令和8年1月28日（水）午前8時30分から 令和8年2月4日（水）午後5時15分まで</p>
<p>業 務 内 容</p>	<p>こども発達支援センター運營業務全般を行います。電話・来客対応、乳幼児と保護者に対する子育て支援、利用者支援業務（親子通所教室の運営や書類作成、教室事務、保護者支援及び併設の地域子育て支援センター利用促進に関する事業やネウボラみよし事業を含む）及び保育所での協働事業、保育所での発達支援に係る保育活動補助 ほか</p>
<p>受 験 資 格</p>	<p>次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和8年4月1日に採用可能である人 2 フルタイム（週38時間45分）の勤務が可能である人 3 次のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> ・保育士資格を有する人 ・幼稚園教諭，小学校教諭の免許状を有する人 <p>※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
<p>受 験 手 続</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 提出書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>履歴書（申込書）【指定様式】</u> 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。 (2) <u>自己アピールシート【指定様式】</u> 各設問に沿って、自己アピールシートを作成してください。 (3) 資格証（写し） 受験資格3を満たすことが分かる書類の写しを添付してください。 (4) 返信用封筒 後日受験票を送付しますので、申込者自身の宛て先（郵便番号、住所及び氏名）を明記し、<u>110円分の切手</u>を貼った長形3号封筒（12.0cm×23.5cm）を同封してください。 2 提出方法・期限 <ol style="list-style-type: none"> (1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。 (2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「採用試験申込（こども発達支援センター指導員）」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間

	<p>内必着)。 ※提出された書類等はお返ししません。</p>
受験票の交付	<p>受験票は、申込時に提出された返信用封筒により、令和8年2月9日(月)までに送付する予定です。令和8年2月12日(木)までに届かない場合は、問合せ先へご連絡ください。</p>
試 験	<p>日 時 令和8年2月14日(土)</p>
	<p>場 所 三次市役所6階会議室(三次市十日市中二丁目8番1号)</p>
	<p>方 法 面接試験(個人ごとの面接による口述試験、約10分)</p>
	<p>携 行 品 受験票</p>
審 査 ・ 合 格 ～ 採 用	<p>審 査 合否については、面接試験、書類選考等による総合的な審査により決定します。</p>
	<p>合 格 発 表 令和8年2月27日までに、受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお、電話等での合否の問い合わせにはお答えできません。</p>
	<p>名 簿 登 載 (職種別) 試験合格者は採用候補者名簿に成績順に登録されます。採用候補者の名簿登録期間は、令和9年3月31日までです。 ※受験資格を満たさない場合は採用される資格を失います。</p>
	<p>採 用 決 定 採用候補者名簿登載者を令和8年4月1日に採用します。 ※予算の都合等により採用されない場合があります。</p>
個人情報の取扱い	<p>履歴書(申込書)等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。</p>
主 な 勤 務 条 件	<p>任 用 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※条件付採用期間有</p>
	<p>勤 務 場 所 三次市こども発達支援センター(併設の地域子育て支援センター、保育所を含みます)</p>
	<p>勤 務 時 間 月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※休憩時間60分有 ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有</p>
	<p>休 日 土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3) ※振替有</p>
	<p>休 暇 制 度 年次有給休暇、特別休暇(有給・無給)ほか</p>
	<p>給 料 ・ 報 酬 (福祉職給料表1-18号給) 月 額 218,700円</p>
	<p>手 当 制 度 時間外勤務手当、休日勤務手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、地域手当ほか</p>
	<p>福 利 厚 生 健康保険(市町村職員共済組合短期組合員)、厚生年金保険、雇用保険、災害補償等 ※フルタイム勤務者が一定の要件に該当した場合は雇用保険被保険者資格を喪失し、市町村職員共済組合一般組合員の資格を取得します。</p>
	<p>服 務 次に掲げる服務規程が適用されます。 フルタイム：地方公務員法第30条から第38条の規定</p>
	<p>分 限 ・ 懲 戒 地方公務員法第28条(分限)及び第29条(懲戒)の規定が適用されます。</p>
申 込 ・ 問 合 せ 先	<p>〒728-0025 三次市粟屋町949番地2(粟屋西自治交流センター内) 三次市子育て支援部保育課こども発達支援係 TEL 0824-62-2776 FAX 0824-62-2776 または 〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号</p>

	三次市子育て支援部保育課（市役所東館 2 階） TEL 0824-62-6147 FAX 0824-62-6300 受付時間：月～金曜日の 8：30～17：15（祝日を除く）
--	---

※採用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は，その規定に従います。